

事業者の皆様へ

平成22年1月 宮城県土木部建築宅地課

簡易リフト・エレベーターに関する建築基準法の手続きについて

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法の規定に基づく確認申請等の手続きがされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス(法令遵守)が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法に基づく手続(建築確認、完了検査、定期検査報告)を適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している4市又は県の担当部署までお願いいたします。

建築基準法では、

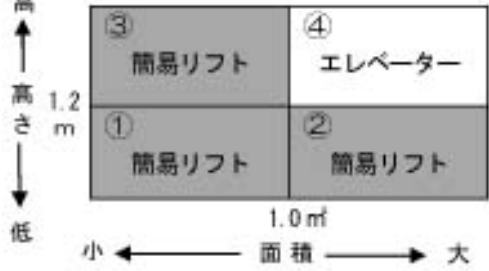
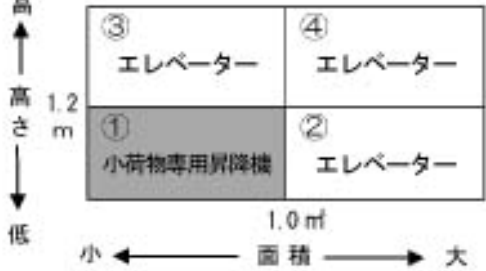
- ・簡易リフト
- ・1t未満のエレベーター

についても、原則として、建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【問い合わせ先】建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いします。

設置場所	担当部署	連絡先
仙台市内	仙台市 建築指導課	022-261-1111 (内)3822
塩竈市内	塩竈市 建築課	022-364-1111(代表)
石巻市内	石巻市 建築指導課	0225-95-1111(代表)
大崎市内	大崎市 建築住宅課	0229-23-8057(直通)
それ以外の市町村	宮城県 建築宅地課	022-211-3243(直通)

【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超 ● 簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下 	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超 ● 小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下  <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>